

伊環第331号  
令和元年9月9日

静岡県知事 川勝 平太 様

伊東市長 小野 達也



「(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に関する意見について (回答)

令和元年8月9日付け環生第157号により照会がありました件について、静岡県  
環境影響評価条例第37条の2第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見  
を、別紙のとおり提出します。



担 当：伊東市市民部環境課

電 話：0557-32-1374

F a x：0557-38-3088

## 別紙

(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見書

環境影響評価の計画段階配慮書に基づく内容に関して、以下の項目について対応すること。

### 1 全般事項

- (1) 海底ケーブルのルート及び陸上域の土地利用計画等を速やかに示すこと。
- (2) いとう漁業協同組合や水産業関係者等に対し、事業内容の丁寧な説明や周知を行い、理解を得られるよう努めること。
- (3) 地域住民及び地元関係諸団体に対しても、丁寧な説明や周知を行い、理解を得られるよう努めること。

### 2 景観等

- (1) 発電施設を設置する海域を有する市町の景観等の意見については、可能な限り対応を検討し配慮すること。
- (2) 海底ケーブルの敷設後、陸域に当該ケーブルを陸揚げし関連施設を建設又は設置する場合、周辺環境との景観に配慮すること。

### 3 工事等

- (1) 発電施設及び付属設備の故障等に伴い、油分流出や海底汚泥等による海洋環境影響について、調査、予測し必要な措置を講ずること。
- (2) 海底ケーブルを敷設する場合は、敷設する海底地形の状況を詳細に調査し、海底環境や周辺海域の漁業に及ぼす影響を評価すること。
- (3) 陸域のケーブル敷設、資機材の運搬、工事車両等の通行、関連施設の建設等により、周辺環境に及ぼす影響を調査、予測し必要な措置を講ずること。

### 4 防災

事業実施想定区域内においては、南海トラフ巨大地震だけでなく、相模トラフ巨大地震の発生も危惧されていることから、それら巨大地震の最大規模及び最大被害等を踏まえ、津波による発電施設の流出、海底ケーブル等付属設備の破壊などあらゆる被害の環境への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。

## 5 総括

現状の計画段階配慮書では当市の環境に対する影響が最終的にどの程度になるか計り知れない。また、ケーブルを設置する箇所の海底調査を行っておらず現状の計画段階配慮書では内容が不十分であることから環境に重大な影響を与えないとは判断しがたい。今後の事業内容を精査していく際には当市との協議を事前に行うようお願いしたい。